

## 令和5年度 一般社団法人家財整理相談窓口 第7回理事会 議事録

日時：令和6年6月12日（水）17:00～18:00

場所：（一社）家財整理相談窓口会議室 Web 会議（URL）

### 〔1〕 代表理事挨拶

林代表理事の挨拶により令和5年度第7回理事会が開始した。

### 〔2〕 理事会成立の確認（事務局） 理事 13名（成立出席数 7名）

出席者：林代表理事、藤田専務理事、木下理事、鷹田理事、延原理事、澤田理事、桜井理事、神野理事、江連理事、瀬川理事、江川理事、中辻監事

欠席者：岩橋理事、大邑理事、出席多数で理事会成立  
事務局から高月、種田、堤、大和田が出席

### 〔3〕 議事録作成者選出

事務局にて議事録を作成する。

### 〔4〕 報告事項

#### 1. 健美家のサイトへ掲載について（林代表理事）

林代表理事：4月初旬に残置物モデル契約条項を活用して、関係者協力の下、家財整理相談窓口が初めて受任者となった案件について、健美家のサイトの赤尾宣幸氏のコラムの中で掲載されたことについて、林代表理事より報告があった。記事の内容については、林代表理事と藤田専務理事が確認した上で掲載に至ったとのことであった。

亡くなった高齢入居者さんの残置物処理が容易に！「残置物の処理等に関するモデル契約条項」を勉強してみた|不動産投資の健美家 (kenbiya.com)

実際に受任者の立場で係わった木下理事より補足説明があった。

木下理事：九州の居住支援セミナーで講師をしていただいた赤尾氏が「残置物モデル契約条項」を勉強されて、大阪府豊中市の神吉不動産に「残置物モデル契約条項」の活用を提案され、家財整理相談窓口として初めて受任者として携わった。

受任者として、最終的に残置物に係わる処分等の作業を受けられるかという疑問が残ることになった。保証会社が入っているケースでは、残置物処理費用については保証会社が行なう支払うことになり、家主はタッチしない。保証会社が残置物処理に係る業者を選ぶことになり、結果として、受任者が残置物処理に関われない（＝仕事がいただけない。）ことになる。相見積の業者の中に入れてもらえる確率が高いと考える。残置物処理に関する目録については、入居者の意向により全て処分が良いとのことである場合には、目録は不要であると判断した。今回の件を通じて、神吉不動産としては、今後発生する案件については、家財整理相談窓口を受任者としてお願いしたいとの言葉をいただいているので、今後、神吉不動産との関係で家財整理相談窓口が受任者となる案件が発生してくると思われる。

林代表理事：受任者となったから必ず仕事に結びつくわけではないということである。ただし、残置物を指定場所に運ぶということは受任者が責任を持ってやらなくてはいけないことであり、それを含めて相見積をとらせていただくとか、例えば、現金が出てきたとき等は、受任者が管理することになっていたと思うので、他の業者に振ることによる弊害がでてくるように感じる。運用していく中で、様々な課題が出てくると思うが、まずは新しい所にアプローチできるという考えでやっていくことが正しいのかなと思っている。

木下理事：神吉不動産の社長から一つ質問がきております。40～50年前から入居している入居者が高齢になっているので、この入居者に何かあった場合に守れる保険があるのかといった相談を受けている。確認し回答することになっているが、理事会で情報があればお聞きしたい。

事務局 高月：残置物処理に係る保険については保険会社と交渉しており、最終段階にきている。全居協の社員総会にて発表する予定になっている。主に居住支援法人が活用する保険で、保険金を残置物の処理に充当することが実現できそうである。発表できる段階になったら、資料等を用意して皆さんに説明をしたい。

2. 業務提携関連, 会員獲得状況報告 (事務局: 大和田)

事務局 大和田: 業務提携関連について報告したい。

- ① 富士通ホーム&オフィスサービス (株) については、実質、6月からの開始で既に3件の見積り案件が出ている。
- ② 認知症アドバイザー協会との業務提携については、紹介があった会員に紹介料を支払うスキームにて検討をしており、業務提携に向けて交渉している。ただし、業務提携の条件として、前回の理事会で承認された、家財整理相談窓口会員に対する勉強会の開催、勉強会後の認知症アドバイザー資格の説明がある。業務提携後に日程等の調整を行なっていきたい。
- ③ 先週、パートナーである日本相続カウンセラー協会の河口九州統括本部長が顧問をされている(株)アレシアの斑目社長が岩橋理事の紹介で事務局に来られ面談を行なった。(株)アレシアは主に売掛金を買い取るファクタリングを行っており、当日又は翌日に現金化が可能なビジネスモデルとのことであり、家財整理相談窓口会員の中で売掛金を買い取って早期現金化のニーズがある事業者が事務局が同社に繋ぎ、契約に至った場合に手数料を支払う内容の提案がされた。

行政から委託される豚熱、鳥インフルエンザの防疫作業等は、現金化に時間を要することが多いとのことでニーズはあると考えている。

契約を締結して案件がなくても問題がないものであり、事務局に付加が係らないのであれば業務提携に向けて進めて行くことが承認された。

先方から提供された契約書を中辻監事にリーガルチェックいただき、事務局にて事務付加がないと判断すれば契約に向けて進めて行くことになった。

事務局 大和田: 会員獲得状況について報告したい。

- ① 濃いグレーで網掛けしている事業者については断念をした。
- ② 薄いグレーで網掛けをしている ASK 金澤については、北陸地区で手広く、確りとした事業を行なっている会社のようなことから、会員として落としたいと考えているが苦戦をしている。
- ③ (有)クリーンステーションについては、前向きに検討していきたいとのことであることから入会いただくよう交渉していきたい。
- ④ 会員獲得を促進するために「入会のご案内」を作成した。住宅セーフティネット法の改正により、家財整理事業者に対する行政や自治体の監視が強まることも予想されることから、一層、法に則った適正的確な作業が求められる。安心安全な団体であることを強調して作成した。
- ⑤ 事務局 高月: 賛助会員になっていただいているリーガルスムーズ社について、先月の理事会でセミナーの話がありましたが、それを受けて打合せの機会を設けた。同社のサービスで最終的な家財整理や特殊清掃を実施しており、理事会社の中で仕事を受けている会社もあるが、同社の提携会社が全国に420あるとのことで、紹介を依頼したところ、快諾いただいた。現在、東京と埼玉で1社ずつ候補が上がっている。進展があれば報告したい。
- ⑥ 林代表理事: 先日、一般社団法人不動産競売流通協会からエコアースに連絡があり、同団体の代表理事と会ってきた。この団体は宅建業者を会員として賛助会員と合わせて200社程度の団体とのことである。家財整理相談窓口の説明をしたが、取り急ぎ、エコアースに賛助会員になって欲しいとのことであったことから、賛助会員になった。9月17日にセミナー講師を頼まれており、講演をしてくる。全国の団体であることから、いずれ、家財整理相談窓口に振っていきたく思っている。その講演の中で家財整理相談窓口の名前を出したいし、今後についても家財整理相談窓口の名前を出して話をしていきたく思っているが、皆さんに審議いただきたい。賛同の方は挙手をお願いしたい。(賛成多数で承認された。)

3. R6 年度 居住支援協議会等活動支援事業の補助金申請報告 (事務局: 堤)

事務局 堤: 居住支援協議会等活動支援事業の補助金制度について申請した。結果が届いたらあらためて報告したい。

4. セミナーの検討状況報告 (事務局: 堤)

事務局 堤: セミナーについては、事務局にて検討中であり、纏まったらあらためて報告したい。

5. 特殊清掃の特許対策について (事務局: 高月)

事務局 高月: 前回の理事会で神野理事からお話いただいた、(株)壁紙革命の「クロスメイク」に

ついて報告したい。クロスメイクは、壁紙に特殊な塗料を塗って、白い状態に戻す技術で廃材も出ないメリットがある。前回の理事会で、クロスメイクを活用して、特許対策として対抗できないかという提案があった。中辻監事に見解を確認したところ、表の②～⑤の工程通りに行なうと特許侵害にあたるということである。オゾンを使用した消臭作業が肝になっており、オゾン以外を利用したものであれば特許侵害には該当しないことになる。クロスメイクについては壁紙の施工であり、③の汚物付着箇所の解体作業に該当する。クロスメイク作業のみで汚物作業箇所の対応ができれば問題はないものの、汚物作業箇所が壁紙のみの場合はほぼ無く、他箇所について作業した場合は特許侵害に該当する可能性が高い。クロスメイクを採用することで全てがクリアになるものではないということになる。特許侵害対策としては難しいとの判断になる。特殊清掃をした後に壁紙を白くすることで依頼者に対するアピールポイントとして利用はできる。クロスメイクを利用したいという事業者がいればご紹介することはできる。研修を受けていただき工具を購入いただき施行する。通常であれば、費用が70～80万円位かかり、費用面ではホームネットが関係を持っていたことから交渉の余地はあるかと思う。クロスメイクを希望する事業者がいれば紹介する。全会員に案内するかは理事の皆さんで審議いただきたい。

林代表理事：クロスメイクを活用して特許を取りに行くのではなく、この工法もあるという案内をするということになるのか。

事務局 高月：そうですね。この工法を組み込んで特許を取りに行くのは難しいと判断している。

林代表理事：自社では特殊清掃をしていないのでよくわからない。ただ、この工法があることを会員に案内することは問題ないかと思うが、皆さんご意見をお聞かせいただきたい。

神野理事：中辻先生にお聞きしたい。②から⑤の工程通りに行なわれた場合とあるが、作業前に必ずクロスを剥がしているが、これは工程に入っていないとの理解になるか。

中辻監事：クロスを剥がす作業は解体にあたるので③に該当する。

神野理事：解体作業の中でクロスメイクを利用した場合はどうなるか。

中辻監事：例えば、壁ではなく、床をこの工程で作業した場合は、特許侵害にあたることになる。全ての作業箇所について、この工程通りではないということにしないと特許侵害と言われる可能性は高い。

神野理事：個々の案件で状況はかわるが、汚物付着作業の解体作業の捉え方についてご教示欲しい。

中辻監事：汚物が付着しているクロスを剥がしたり、床を剥がしたりする作業は基本的に解体作業に該当する。但し、解体した箇所に新しい物を取り付けるということになると特許侵害にはならない。壁紙部分のみに汚物が付着しており、その箇所のみをクロスメイクを活用して作業した場合は特許侵害にはならない。同時に床について上記工程で作業しオゾンを使用すれば特許侵害にあたることになる。全取り替えすれば特許侵害にはならない。

神野理事：わかりました。ありがとうございます。

鷹田理事：依頼者の意向を確認するとクロスは交換して欲しいとする意向が東京近郊では圧倒的に多い。したがって、クロスメイクで納得いただけるケースは希であることから、自分は、クロスメイクはお勧めしない。

林代表理事：クロスメイク工法は実際に利用されるケースは少ないということが鷹田さんの見解ですね。神野さんはクロスメイクを利用して特許対策として、まだ道があるのではないかというように考えているように思われますが、神野さんの見解は如何ですか？

神野理事：会員に向けて、延原さんの施工手法もそうですが、他にも何か対策を考えられればいいな。というのが一番です。

桜井理事：クロスメイク工法を希望される方もゼロではないと思うので、特殊清掃とか特許対策ということではなく、クロスメイクを利用することで費用を抑えられるので、利用者にはメリットがあるということ案内するのであればいいのかなと思います。

林代表理事：クロスメイク工法は、会員によってメリットを感じる会員もあると思うので、こういった工法もあるということ会員に伝えるようにしましょう。特許については、議論する余地がまだまだあると思うので、この場では議論することではないと思う。また、神野理事ほか、アイデアがあったら、打ち合わせていただいて、特許に仕上げられるのであれば、ただ、特許に仕上げるのは難しいし、いけると思っても五分五分かもしれないし、家財整理相談窓口として出来ることはや

っていこうということで宜しいかと思うが如何でしょうか？クロスメイク工法については会員に案内し、特許については進められることは進めていこうという家財整理相談窓口の姿勢で行くことに賛同される方は挙手をお願いしたい。(賛成多数で承認された。)

林代表理事：事務局に確認したいが、前々回の理事会で延原さんの団体でご提案いただいている工法について会員にお知らせすることに関して理事会で決を採ったと思うが、その件はどうなっているか？

事務局 堤：まだ、ご案内はしていない。

林代表理事：理由はありますか？

事務局 堤：新しい特許を取得するという話も出ていたので、そちらも決まってからご案内しようかと考えていた。

林代表理事：後ですという決を採ったのか？

事務局 堤：採ってはいません。

林代表理事：キチッと仕事をしてください。理事会での決議は皆の決議であり、ここは最高決議機関であるので、そこで決議されたことがどこかで止まるということはおかしいと思います。私自身、この件について、キチッと先方と打合せをしてきた。それを勝手に止め、後ろから鉄砲を撃つような仕事をするのであれば、何も話をしてくることはできません。

事務局 堤：申し訳ございませんでした。

林代表理事：皆さん、宜しいでしょうか。理事会で決定したことです。宜しく願います。これは誰が責任を持ってやってもらえますか？

事務局 堤：私がやります。

林代表理事：それでは確りとお願います。

#### 6. 改正住宅セーフティネット法案について (藤田専務理事)

藤田専務理事：メルマガで報告した通りですが、5月30日に改正住宅セーフティネット法が成立しました。詳細については省令で定めるというかたちで、国土交通省としては事業者の意見を聞いて反映して欲しいと言っている。施行は令和7年の秋口、10月ということになる。居住支援法人が残置物の処理を行なうことになるが、ここに対してモデル条項で示されている3ヶ月の保管とか、そのようなことは居住支援法人ではできない。居住支援法人は延べで900位あるが、ほぼほぼ委託をするようなかたちになるであろうということが想定できるので、全居協と家財整理相談窓口が連携を取って、全国3ヶ所ぐらいで研修会を実施していく流れになるものと思う。エリアについては、今後、全居協の方で定めていくことになる。家財整理相談窓口の方からまたはホームネットから、微妙ではあるが、種田が研修委員として全居協で位置付けられ登録された。種田を核として展開をしていく、そして、家財整理相談窓口の理事の方々と連携を取っていくというかたちになる。グループラインに書いたが、あらたに事務局を入れたグループラインを作りたい。それを皆さんに図って決めたい。大量の情報が送られてくることから埋もれないようにするために専用のグループラインを作りたい。研修の日程とか、居住支援協議会の状況であるとか、そのようなことを情報交換する手段として、理事のみではなく、正会員の方々にもお手伝いしていただかないと、たぶん、回らないと思うので、そういったグループラインを構築したいと思う。如何か。決を採っていただきたいと思う。特殊清掃の案件も入ってくると思うが、スケジューリングと市町村の居住支援協議会の対応、そして、全居協との対応、これらに特化し、余計な情報を削除したかたちで情報交換していかないと集約ができないと考える。1年間が勝負だと思うので、是非、グループラインを作りたいと思っている。令和7年の秋口までの限定になるかもしれないが、そこがスタートになるのでどのようなかたちで研修をしていくかということがポイントになるものとする。如何か？

林代表理事：現代ではグループラインを活用することで情報交換しやすいので、改正住宅セーフティネット法に関してグループラインで集約し、情報共有しながら、協力を仰いでいくことは賛成だが、皆さん、意見はありますか？

江川理事：グループラインの対象者は正会員までなのか、準会員まで含めるのか？

藤田専務理事：基本的には正会員までと思っていた。準会員にたしては令和7年の秋口までに正会員になっていただいて、普及していくのがいいのかなと考えている。全清連との連携について、林代表理事と江川理事のおかげで進んでおり、いい方向で進んでいると思う。

林代表理事：改正住宅セーフティネット法に合わせて、専用のグループラインを作ることにに関して賛成の方は挙手をお願いしたい。(賛成多数で承認された。) それでは事務局で対応をお願いしたい。  
事務局 堤：承知しました。

藤田専務理事：事務局から招待をするかたちで宜しいか？改正住宅セーフティネット法に特化したものにするので、他の情報は入れないで欲しい。事務局でメルマガを作って、正会員に対して、改正住宅セーフティネット法に対する対応方針を告知し、正会員で希望のある方は、グループラインに入って協力を依頼したらどうかと思う。6月29日に全居協の社員総会における話も反映していくようなかたちにしていきたい。

神野理事：グループラインのQRコードをメールに貼り付けて、正会員に参加していただくように依頼することと、集まる機会に各理事から声かけをしていくことがあまり手間が掛からずいいのかなと思います。

林代表理事：正会員も含めたグループラインを作ること、周知方法としてはラインのQRコードを入れたメールを正会員に送っていただき、正会員の中で希望する方はグループラインに入っていたこと、理事は率先してグループラインに入り、正会員を誘っていただくこと、について先程、決をとりましたので事務局の方で対応、大丈夫ですか？

事務局：大丈夫です。

藤田専務理事：全居協から要請があります。

事務局 種田：全居協の研修委員については9名います。

藤田専務理事：この9名が研修の要請があれば研修することになると思うが、汎用で家財整理の周知ができるスライドを全居協が求めている。それをパワーポイントで2枚ないし3枚、6月29日の社員総会までに提出するようにとのことであるが、それを進めさせていただくが、そのパワーポイントに何か入れておいて欲しい事項はありますか？全清連のこと等、入れますか？

林代表理事：全清連については、地方によって違うので、家財整理相談窓口としてできることをその資料に入れれば良いのではないかなと思うが如何か。

藤田専務理事：一つ申し上げると、モデル契約条項では、収集運搬を自らやれば許可がいらないというかたちになっているわけです。ところが今回の法改正の中で、ずるいのは都道府県知事の認可を得て、その事業を始めるということになっている。したがって、国は都道府県に対して責任を回避している。環境省と国交省が摺り合わせをし、居住支援法人が収集運搬を自らやればやってもいいと思われるように書かれているが、法律上は残置物の処理について、都道府県知事に申請を上げて許可が出たらできるというかたちになっている。したがって、区市町村単位で考えていかないとお話にならない。その区市町村に対して研修をしていくことになる。今回は10年後に9割の区市町村で実施するとの目標を出しており、閣議決定している。今回、真面にやっていくと大変なことです。莫大な利益も出ることになりそうです。どのような手順でやっていくかも整理していくことが必要です。現在、大分で仕込んでいて、大分の方で上手くいくと全国展開ができるので、そうなると本当に理事の方が大変なことになると思います。

林代表理事：全清連と一緒に協力してやっていくということについては、地方の市町村には強いところもあるが、何処でも強いわけでは無いと思います。ただ、協力し合うことは考えられるので、全清連に話をしましょうか？

藤田専務理事：法律の条文がこのようになっているということについて、全清連に話をしていたいて、また、家財整理相談窓口と全居協が連携していくことを話していただきたい。全居協の事務局を運営している方には理解をいただいております、中根氏は生協の方で過去に廃棄物の処理の件で、かなり滋賀県の方でやられた方で、凄くその重要性についてご理解されている方です。したがって、6月29日の社員総会に出席いただいて、理事の皆様からお話しいただくと違うのかなと思っています。その時に全居協の会員になっていない会社は、その様子を見て会員になっていただくのがお勧めできるのかなと思っています。因みに6月19日にWebで開催される全居協の勉強会について興味があれば参加していただきたい。その中でポイントになってくるのがリサイクルであり、皆さんにとっても重要なことになるのかなと、さらにリサイクル、リユースのところで災害の被災者に寄付するというのもポイントになるかたちになるので、全居協主催の勉強会に参加いただければと、10時から12時なのでお願いします。

事務局 高月：その件については、全居協のホームページに出ていないので事務局で確認し、あらためて事務局から連絡したい。（翌日、6月19日の勉強会は全居協役員向けの勉強会であることが判明し、家財整理相談窓口の理事は全居協の役員でない限り、勉強会への参加はできないことが判明した。この件についてはメールで理事に伝え、勉強会で使用した説明資料の内、提供できものについては共有させていただくことにした。）

林代表理事：全居協にて提出する資料については、高月さんの方で作成いただけるのですか？

事務局 高月：事務局にて作成しようと準備しているところです。その中に、このような内容のものを入れていただきたいたいというものがあれば追記します。

林代表理事：それでは、その提出資料の中に全清連との関係やゴミの処理の仕方について記載したものを提供いただきたい。まずは、全清連の山田専務理事に文書で要望を出し、その後、作成いただいた資料で了解を得ます。そのような段取りで宜しいですか？

事務局 高月：承知しました。纏めてご連絡します。

林代表理事：それではお手数をお掛けしますが、宜しくお願いします。藤田専務理事、そのような段取りで宜しいですか？

藤田専務理事：結構です。

#### 7. 牧原議員との面談報告（大邑理事）

江連理事：先程、藤田専務理事がお話しされた内容について議員にお話したのですが、牧原議員は自分が作っている団体の団長であることから、そこがメインになって、ゴミの許可等は別の話だよねという感じで流されちゃったなというところですね。

林代表理事：なるほど、木下理事も同じような印象でしたか？

木下理事：ちょっと考えさせて欲しい。

藤田専務理事：牧原議員は、廃棄物の議員連盟に入っているのですね。牧原議員は今回の法改正で自民党のプロジェクトチームの責任者をやっていた。

林代表理事：牧原議員との面談については、廃棄物について微妙なところはあるが、清掃組合の議員連盟に入っているのですから、これから何かあるかもということで宜しいですか？

藤田専務理事：はい結構です。

#### 8. 全居協研修委員会の報告（事務局：種田）

事務局 種田：先程の藤田専務理事の報告と重複するところもあるが、5月24日に研修委員として自分が登録されたということ。通常の研修以外で、今回の法改正で居住支援法人に対して家財整理について義務付けるような法案になったことを受けて、この資料の3.のところで、全居協の独自事業として、死後事務委任契約、残置物処理に関する研修会が企画されたこと。先程、藤田専務理事から報告があったように回数や開催場所、開催方法については、これから検討ということになるのでしょうか、全居協として家財整理相談窓口と確りとタッグを組んで周知に努めていくという企画をしているという報告です。また、家財整理相談窓口として、居住支援セミナーについては、全居協の開催プラン、方法等の動向をみて検討していきたい。

林代表理事：質問のある方はいますか？（特になかった。）

#### 9. メルカリとヤクルトの不用品回収について（事務局：種田）

事務局 種田：6月6日の日経新聞の記事であるが、情報共有および皆様のご意見をお聞きしたい。広島県の自治体がヤクルトレディとメルカリを使って、家庭内の不要品を回収して換金し役所への寄付にしようという取組をモデル事業として行なっているという内容で、明らかに違法性が高いのではないかと思います。内容としては、ヤクルトレディが週に1回、家庭を訪問する中で、お婆ちゃん、これ要らないよね。と言って、ヒヤリングして不要品を持っていき、メルカリで売却し、収益の1割をヤクルトに戻し、残ったお金を自治体に寄付し、不要品を提供した高齢者に対して金銭は戻しませんという内容で、今後、どんどん展開していこうと考えている。と記載されている。ヤクルトレディが訪問して不要品を持ち帰る方法と、ヤクルトの営業所に持ち込んでいただき、メルカリに転売する方法があるようだ。そもそもヤクルトのセンターが古物商の免許を持っているとは思えないことと、ヤクルトレディが家庭を訪問し、着物とか器といった高価な物を積極的に回収しようと報道されている。このようなことが認められるのであれば、訪問介護のヘルパーさんが自身の収益の確保ができるな。とか、メルカリを使って転売することが容易にできてしま

うと問題でもあり、家財整理サービスに係る法律も混乱するのではないかと考えています、どのように対応していくべきなのか、皆さんにご意見をお伺いできればと考えています。法的な部分で林代表理事、如何でしょうか？

林代表理事：今聞いた話なので、意見として纏まらないが、法律には違反しないのではないかとと思う。というのはゼロ円で預かってくるわけで、古物商として買っていないですね。所有権の移転のかたちがどのようになっているか分からない。また、公安委員会も県によって違いがあって、ゼロ円であっても古物商として見なすところもあると思うが、ゼロ円であれば古物としては見なさないという公安委員会も県によってはある。対象になっている地域はどうなっているかはわかりません。ただ、ヤクルトがやっていることなので、お客様が不要というものをお手伝いするという立て付けなのでしょうね。というように思います。そこで発生する収益をヤクルトが持って行くということが手数的なかたちになっているのか。その寄付金にあたるものは、お婆ちゃんが厚意でしているということになれば、古物としては取り扱わないと判断する公安委員会あるのかなと所見では思いましたが、澤田さん、どうですか？

澤田理事：ヤクルトは、半年ぐらい前に当社に同じような話で来ました。うる覚えですが、ヤクルトレディを使って、一般家庭との接点があるから、そこで不要品サービスをしていきたいという狙いがあったことだったと思う。ひょっとしたら古物は取っているのかもしれない。林代表理事がお話しされたように無料引取は自治体によっては、たとえば、東京都の場合は、廃棄物であるとの位置づけをしているので、そこはあり得る話であると思います。東京都ではないところで無料のものは廃棄物でもないと認識しているのであれば、古物営業法には引っかからないので、所有件の問題になるのかなと思います。（翌日、メールで以下の報告がありました。「当社には 2022 年 8 月に先方からヤクルトオフィス、レディを活用しての不用品買取の相談がきていました。その後、古物営業法についてや買取実施に向けた具体的な提案をしていましたが、突如やり取りがスムーズにいかなくなり、自然消滅になった感じです。恐らく同タイミングでメルカリとの連携にシフトチェンジしたと思われまます。

個人的な見解としては、世の中の流れとして避けられないことだと思しますので、同じような取り組みでなくても似たような動きは徐々に広がっていくと想定しています。このような新たな取り組みの情報共有は大変貴重だと思いますので、引き続き共有いただけると良いと思います。）」

林代表理事：微妙なのですが、ヤクルトも法律を同様の内容で認識している気がしますが、澤田さんとうですか？

澤田理事：そうですね。当社に来たときも古物営業法とは何ぞやというところは把握していなかったもので、メルカリ側からも指導が入っているかと思えますね。我々サイドでも、メルカリの記事を見ましたということで情報収集をしてあらためて情報共有させていただきたいと思えます。

林代表理事：ありがとうございます。種田さん、宜しいですか？はっきりとしたことはいえませんが。

事務局 種田：この行為が我々団体の邪魔になる行為で進んでいくと困るなと思い、情報として耳に入れさせていただきたいと思い報告させていただいた。ありがとうございます。

林代表理事：中辻先生、この件、いかがですか？

中辻監事：市と連携しているのですよね。

事務局 種田：そうですね。三次市、安芸高田市と連携していると。

中辻監事：市からの委託で不要品の回収をしていると。

事務局 種田：そこまでは記載がないですね。

中辻監事：市からの委託であれば、一般廃棄物の認可は不要かと。それをヤクルトがどのような経緯で売るかということは、何らかの契約等々で縛り、三者間でどのような話になっているかというところは分からないですね。市も含めて三者間での話なので法的にはクリアされているとも思われますね。

江連理事：ヤクルトの母体の動きではなく、県単位で会社が違うのではと思いますが。

事務局 種田：今回の件は、ヤクルト山陽という広島にあるヤクルトですね。

澤田理事：当社に来られたのもヤクルト産業で、個社単位で小回りがきいたり、やる気があつたりする会社が動いているということで、それがヤクルト産業であったということです。おそらく一つ

上手くいけば、他の個社でも横展開をしていくということであると思います。そのようなことも狙っているのではないかと思います。

江連理事：これは広島（山陽）が独自に動いたことが新聞に掲載されてしまったという部分もあるのではないかと思います。

藤田専務理事：これはメルカリがプレスリリースしているからね。

江連理事：食品を運んでいるので、その車に廃棄物を載せるのは如何なものかと思う。因みに近所に来るヤクルトの車は満タンです。他の物は載せられる隙間は無いと思います。

林代表理事：競合相手になるかということに関しては、様々なことが出てくるかもしれないが、私の個人的な見解では、メルカリがそこに商品流通を興したいということ、一方、ヤクルトではヤクルトレディを使って何か出来ないかということは、以前からあった話で、今回は不要品を位置付けてきたということだと思います。ただ、老人がキチッと理解をして不要品を出しているかということについて、結果として盗まれたというような話になりかねないことになるかと思っています。いろいろな問題が発生して断ち切れになるのではないかと感じました。澤田さん、どう思いますか？

澤田理事：ヤクルト側のヤクルトレディに対する周知度合いによると思います。結局、彼女たちがやる気を起こさないと発展しないと思いますし、かなり厳しいとは思いますが、年々、萎んで行くようなそんな気はしますね。

神野理事：この文面を見ていると、ヤクルトレディは単に不用品回収をするだけで、ご自身で持ち込むことが出来ない人は、ヤクルトレディが回収するという事で不要品持ち主本人の意思で不要品を提供するという立て付けになっている。市の方は持ち込まれた不要品をメルカリを使って売るといったことのような。家財整理相談窓口でも以前、提携したBセル社のようにあれこれ持って行きますよ。ということになるとヤクルトは大変なことになるとは思いますが、文面だけをみると問題は無いかなと思います。競合になるかということとそこまでかなと思います。

林代表理事：種田さん、宜しいですか？私たちの私見になります。

事務局 種田：ありがとうございます。また、気になる記事があれば、皆さんに共有していければと思います。

林代表理事：宜しくお願いします。

事務局 種田：ありがとうございました。

## 10. その他

林代表理事：そのほか、ありますか。

神野理事：愛知県で加入している「住まい管理支援機構」という団体があるのですが、そこで、空き家のこと等、話を求められた際、愛媛県の(株)松井建設の代表の松井さんから、家財整理は現在も今後かなり需要があるサービスであり、愛媛県では家財整理業者がないということで、過去、四国はセミナー開催等の話が上がっていたので、この地域で何か活動ができないかというところと、松井氏が理事を務めている「愛媛県不動産コンサルティング協会」という団体がNPOであるのですが、もし可能であれば、社団として連携ができていければありがたいという声をいただきましたので、事務局に名刺を共有させていただきます。ただ、四国には会員事業所がないということがネックになると思いますが、今後、進めていけることができれば是非との声をいただいているので、共有させていただきます。

林代表理事：ありがとうございます。色々と広がっていくことは良いことであると思います。それでは、審議事項、協議事項が他に無いようでしたら、次回の理事会のスケジュールを確認したいが宜しいですか？次回は7月16日になるので宜しくお願いします。

事務局 堤：先程、藤田専務理事が仰っていた地域廃棄物適正処理推進議員連盟の名簿があり、この26番に牧原議員が記載されていました。ご報告となります。

林代表理事：ありがとうございます。江川さん、もしかすると全清連の議員連盟にも入っているかもしれないですね。

藤田専務理事：これは全清連のホームページに掲載されているので、全清連の議員連盟に入っているということですよ。

林代表理事：高月さん、全清連に提出する資料の中に牧原議員が係わっていることを記載されたら如何ですか？



事務局 高月：承知しました。追記します。

林代表理事：藤田専務理事、宜しいですか？

藤田専務理事：少し、微妙かもしれないですね。全清連のホームページを見てください。議員連盟のページに、会長、副会長、幹事長が記載されています。幹事長は齊藤議員で国土交通大臣をされていた方です。全清連の議員連盟には66名いると記載があるが、賃貸連盟と被っている人が多いです。堤さん、先程、送ったメールを出してください。改正法案62条、64条のところで債務保証業務規定及び残置物処理業務規定が記載されており、当該業務を行なう場合、規定を定め、都道府県知事に許可を受けなければならない。ということになっているので、家財整理相談窓口として、この部分にきちんとした物をだしていくことが、認定協会との大きな違いになると認識をしています。ここはかなり大変なことであると思っている。全清連との話の中で居住支援においては、このようなかたちで上げさせてもらうと筋を通してあげれば、自動的にいくのではないかと考えている。

林代表理事：お互いの団体にとってメリットがある話になってきますね。

藤田専務理事：ここだけ突っ込んでいけばいいと思っている。死亡から3ヶ月以上、保管しなければならないと規定としている。原則として、リサイクル業者等に同法に規定する廃棄物処理業に係る許可が必要としているので、このあたりを上手にやっておく必要があると考えている。リサイクルについては、取引通念から見ても相当な方法で換価する実務と記載されており法律で認められている。皆さんの仕事とリンクしていくのではないかとと思うので認識をしておいて欲しいと思います。以上です。

林代表理事：高月さん、資料を作成する際、この辺の法律も入れておいていただけますか？

事務局 高月：住宅セーフティネット法の部分ですね。

林代表理事：区市町村の許可を得た業者という部分等、全清連と協力してやっていきたいと思います。話を全清連としてきます。

事務局 高月：案を作ってご相談させていただきます。

林代表理事：作成いただき送っていただければ私が見ます。皆さん、このような流れで進めさせていただいて宜しいですか？反対意見なさそうですので、藤田さん、このようなかたちで宜しいですか？

藤田専務：はい。

林代表理事：それでは進めさせていただきます。

藤田専務理事：前回の理事会で、9月に対面で理事会をやりたい。中野に移転するものですから、そちらにも足を運んでももらいたいと思います。8月は、お盆の最中に理事会、やりますか？

林代表理事：お盆の時期は特殊清掃の事業者は忙しいのではないのでしょうか？

事務局 堤：8月は15日、9月は19日で予定されています。

林代表理事：審議事項も残っているものはないと思いますし、8月を無くして9月を対面とすることで、9月については19日近辺で皆さんの意見を決めて決めるということで決を採りたいと思います。（賛成多数で承認された。）

澤田理事：9月は何時頃からになりますか。

林代表理事：一応、9月19日の15時としておいて、事務局で理事の皆さんの調整をしていただくということで宜しいですか？

事務局 堤：わかりました。

林代表理事：9月19日の対面の理事会は往復の交通費は出すということで宜しいですか？

藤田専務理事：いいと思います。

林代表理事：それでは、このようなかたちで進めさせていただきます。今回、事務局の負担になる事が多いですが、宜しくお願いします。これで第7回理事会を終わりたいと思います。

〔5〕閉会 18時45分、閉会した。

令和6年6月18日

議事録署名人 代表理事 林 武広  
監 事 中辻 慎

